

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| タイトル | 加盟国倒産法収斂に向けた近時のEU倒産法制とフランスにおける国内実施について（一） |
| 著者   | 稲垣，美穂子； INAGAKI, Mihoko                   |
| 引用   | 北海学園大学法学研究，59(4)： 37-75                   |
| 発行日  | 2024-03-30                                |

論 説

## 加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制と フランスにおける国内実施について (一)

稲 垣 美穂子

### 目次

1. はじめに
2. 立法の経緯
3. 2019 年指令 (EU) 2019/1023 の概要
  - (1) 2019 年指令適用範囲
    - a. 指令の適用範囲から除外される債務者
    - b. 指令の適用範囲から除外される債権
  - (2) 予防的再建枠組みの導入について
    - a. 予防的再建枠組みの輪郭
      - (a) 予防的再建枠組み
      - (b) 手続申立権者および手続利用資格
      - (c) 債務者に対する早期の警告と情報へのアクセス
    - b. 予防的再建手続の特徴となる要素
      - (a) 債務者と債権者 (取引相手) 間の再建合意を促す措置—個別的権利行使の停止—
      - (b) 再建計画立案および決議過程
      - (c) 司法機関または行政機関の役割
        - ア. 再建計画認可
        - イ. クロスクラス＝クラムダウン
        - ウ. 異議申立ておよび不服申立て
        - (ア) 異議申立て
        - (イ) 再建計画認可または不認可に対する不服申立て
    - (d) 持分権者および従業員の手続における処遇について
      - ア. 持分権者に対する処遇
      - イ. 従業員に対する処遇
    - (e) 新規融資、中間融資等の保護
- (3) 免責 (および資格制限) に関するルール導入による債務者に対するセカンドチャンス促進
  - a. 免責に関するルール
  - b. 資格制限に関するルール
- (4) 再建、支払不能、免責手続の効率化措置
  - a. 手続従事者 (司法機関または行政機関、実務家) の質保証等による手続効率向上
  - b. 手続 IT 化による手続効率向上
- (5) 2019 年指令国内実施期限について
- (6) 小括

(以上、本号)

## 1. はじめに

2019年6月20日、欧州議会および理事会は『予防的再建枠組み、免責および資格制限、ならびに再建、支払不能および免責手続の効率化措置に関する（UE）2017/1132 指令を改正する指令』（いわゆる《再建および支払不能》指令：以下、本稿では2019年指令とする）を採択し、2019年6月26日に公表された<sup>1</sup>。この2019年指令の主たる内容は、第1条第1パラグラフ<sup>2</sup>が示す通り、加盟国に対して①予防的再建枠組みの導入②免責（および資格制限）に関するルール導入による債務者に対するセカンドチャンス促進③再建、支払不能、免責手続の効率化、を求め、加盟国間で共通のルールを形成することにある。前文（*considérant*: *whereas*）(1)<sup>3</sup>によれば、このような共通ルール形成の目的は、EU域内で、予防的再建、支払不能、免責および資格制限に関する国内立法および手続の差に起因する、資本移動の自由、企業の設立の自由といった基本的な自由行使の上で障害となるものを取り除くことにある、とされている。

2019年指令は、2016年11月22日に立法提案権を有する欧州委員会が立法権を有する欧州議会および理事会に対して提案した『予防的再建枠組み、セカンドチャンス、ならびに再建、支払不能および清算手続の効率化措置に関する2012/30/UE 指令を改正する指令案』（以下、本稿では2016年指令案とする）を基礎としており<sup>4</sup>、従って、2019年指令は、

<sup>1</sup> 2019年指令法文は、次のサイトで取得できる。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019L1023> (フランス語)、<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019L1023> (英語)。

本稿で以下に挙げる指令法文は、フランス語・英語版の双方を基にしている。邦語訳は全て仮訳である。また、本稿の記述は、フランス語、英語で公開されている文献に基づいている。

なお、本稿では、EU（欧州連合）に関する用語の邦語訳は、中西優美子『EU法』（新世社、2012年）に従う。

<sup>2</sup> 本稿では、法文については、条（*article*）、パラグラフ（*paragraph*）、項（*alinéa*: *subparagraph*）、また、*point* (a) (b)については、単に(a) (b)…と表記する。

<sup>3</sup> 指令前文では条文について広範囲にわたる論評がされており、前文は各条文を読むうえで参考にすべきものとされている。C G Paulus, R Dammann (eds.), *European Preventive Restructuring*, Beck/Hart/Nomos, 2021, p. 3-4.

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

この 2016 年の欧州委員会による立法案提出後採択まで 2 年以上の時間がかかっていることになる。これは、立法提案者である欧州委員会と立法権者である欧州議会および理事会それぞれに異なる思惑があり、そのすり合わせに時間が必要であったことに起因する、と言われている<sup>5</sup>。すなわち、2019 年指令の内容およびその射程の形成過程について、EU の一般的利益を追求する欧州委員会は、後述のとおり、加盟国間で倒産法について共通ルールを設けることの背後にある経済的目的に沿う形で、高度のレベルでの法の調和を目指していた。これに対し、欧州議会は労働者の権利擁護を主張し、さらに、各国の閣僚級代表者 1 名により構成される理事会は、自国の再建手続に適合させるため広い裁量を残して、各加盟国の手続の自律性保持を主張したと言われており、このことは、EU における倒産法収斂の難しさを如実に示している。

もっとも、2022 年 12 月 7 日に、欧州委員会は倒産法のさらなる収斂に向けた新たな指令案を公表しており（『倒産法の特定の側面を調和させる指令案』）、2023 年 1 月現在、この欧州委員会指令案は、欧州議会第一読会で審議中のようなものである<sup>6</sup>。このように徐々にではあるが、EU 加盟国において倒産法の実体的収斂・調和に向けた取り組みが今後も続けられるものと考えられる。

そこで本稿は、2019 年指令の内容、および、この指令の予防的再建枠組みの内容に影響を与えたと評されるフランス法への国内実施の内容を明らかにする。本稿で紹介できるのは、あくまで概略にとどまるが、これにより、今後ありうべき倒産法制に向けた我が国における比較法的検討の基礎資料を提供できるものと考え<sup>7</sup>。

<sup>4</sup> 2016 年指令案は、次のサイトで取得できる。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/?uri=CELEX%3A52016PC0723>  
(フランス語)

<sup>5</sup> C Tiret, «Retour sur les débats intervenes autour de la directive Insolvabilité au sein des institutions européennes», *Rev. proc. coll.* 2019, dossier 16, n°3.

<sup>6</sup> この指令案の手続進行については、EU の次のサイトを参照。

[https://eur-lex.europa.eu/procedure/EN/2022\\_408](https://eur-lex.europa.eu/procedure/EN/2022_408)

<sup>7</sup> イギリスの “scheme of arrangement” とともに、フランスの迅速金融企業救済手続 (sauvegarde financière accélérée) が一部の債権者のみを対象とした再建手続の可能性を示唆したとする。もっとも、後述のとおり、2019 年指令のフランス法への国内実施にともない、迅速金融企業救済手続に関する規定は削除された。C G

## 2. 立法の経緯

倒産法は、各国の担保法、財産法、民事訴訟法、会社法、税法、労働法制といった、他の国内法分野に密接に関連する法であること、また、経済分野に関連する法についての主権を手放すことについて加盟各国に躊躇があり、歴史的にも長い間、国際的規律に向いていない内国法であるとの評価がされてきた<sup>8</sup>。

もっとも、地理的に点在する財産にかかわり、ある国で開始した倒産手続が他国に波及する国際倒産の現実を前に、欧州共同体の機関は、その設立初期の 1960 年代から既に、企業の経営難を全体として把握する必要性を意識していたと言われる<sup>9</sup>。しかし、その後加盟国倒産法の実体的側面を調和させる作業は進まず<sup>10</sup>、これに代わり、倒産法に関する

---

Paulus, R Dammann (eds.), p. 1.

なお、2016 年指令案提案者である欧州委員会に対するフランス法の影響について指摘するものとして、R Dammann et M Boché-Robinet, «Transposition du projet de directive sur l'harmonisation des procédures de restructuration préventive en Europe», *D.* 2017. p. 1264.

本稿と同様に 2019 年指令と各国への国内実施状況を紹介する先行研究として、仁瓶善太郎、日高鑑、田子小百合「EU 指令第 2019/1023 号の定める予防的再建フレームワークの概要と加盟国における導入・運用状況（上）（下）」NBL1211 号（2022 年）35 頁（上）、同 1212 号（2022 年）39 頁（下）がある。

<sup>8</sup> C Saint-Alary-Houin avec M-H Monsérié-Bon et C Houin-Bressand, *Droit des entreprises en difficulté*, 13<sup>e</sup> éd., LGDJ, 2022, n°1512; D Fasquelle, «L'heure de la maturité pour le droit européen de l'insolvabilité ?», *Rev. proc. coll.* 2019, dossier 11, n°6.

ある論者は、この状況を“国際化への抵抗拠点（îlots de résistance à l'internationalisation）”と呼んでいた。J-C Coviaux, *J-CI com.*, fasc. 3131, n°4.

<sup>9</sup> C Saint-Alary-Houin avec M-H Monsérié-Bon et C Houin-Bressand, *op. cit.*, n°1512.

<sup>10</sup> もっとも、個別の問題に限定する形で、倒産に関連して加盟国法の実体的調和を図った指令は存在した。例えば、1977 年 2 月 14 日には、加盟国に対し企業譲渡の際の従業員保護を義務付けた『企業、事業、または事業の一部譲渡の場合における従業員の権利保護に関する加盟国法制の近接に関する欧州経済共同体理事会指令』、また、1980 年 10 月 20 日には、フランス・ベルギーモデルに基づき、加盟国に対し企業破綻の場合の雇用喪失からの従業員保護制度の設置を求めた『雇用主倒産の場合における従業員保護に関する加盟国法制の近接に関する欧州経済共同体理事会指令』が成立している。加えて、破綻した場合に統一かつ普遍的な手続が不可

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

法の抵触を解消する努力がされるに至った<sup>11</sup>。

その努力はまず、1995 年 11 月 23 日にブリュッセルで署名された欧州条約案という形で現れた。しかし、条約の内容とは関係のない理由によってイギリスが批准しなかったため、この条約は発効しなかった。そこで欧州議会は、1999 年 5 月 7 日の会議において 1995 年 11 月 23 日条約に関する決議を採択し、欧州委員会に対し、指令または規則の形式でその内容について立法案を提出するよう促した。その結果、1995 年 11 月 23 日条約案の大部分が 2000 年 5 月 29 日『倒産手続に関する理事会規則』(以下、本稿では 2000 年規則とする)として規則化され、2000 年規則は、デンマークを除く全ての EU 加盟国に対して直接強制力を有するに至った。また、この 2000 年規則は、2015 年 5 月 20 日『倒産手続に関する欧州議会および理事会規則(改正)』(以下、本稿では 2015 年規則とする)により改正されている<sup>12</sup>。

これら 2000 年規則および 2015 年規則は、基本的に、欧州地域で加盟各国倒産法を揃って生かすため、管轄、適用法、手続の承認、執行、協力といった加盟国間の法の適用を調整する、法の抵触の解決の側面について定める規律である。従って、加盟国間の倒産法の実体的な調和を図ることを目指すものではない<sup>13</sup>。しかし、2011 年 10 月 17 日に欧州議会

---

欠な金融機関および保険会社の破綻手続については、それぞれ 1985 年 12 月 19 日、1986 年 12 月 23 日に欧州委員会で採択された指令当初案が、2001 年 4 月 4 日、2001 年 3 月 19 日に指令として成立している。C Saint-Alary-Houin avec M-H Monsérié-Bon et C Houin-Bressand, op. cit., n°1512, 1528 et s.; D Fasquelle, op. cit., n°3.

金融機関の破綻処理に関する 2001 年 4 月 4 日指令を解説する邦語文献として、貝瀬幸雄「EU の金融機関国際倒産法制—比較法学の観点から—」金融研究 25 巻(2006 年) 97 頁以下等がある。

<sup>11</sup> C Saint-Alary-Houin avec M-H Monsérié-Bon et C Houin-Bressand, op. cit., n°1513.

<sup>12</sup> C Saint-Alary-Houin avec M-H Monsérié-Bon et C Houin-Bressand, op. cit., n°1515; A. Jacquemont, N. Borga, T. Mastrullo, Droit des entreprises en difficulté, 12<sup>e</sup> éd., LexisNexis, 2022, n°1276.

<sup>13</sup> 2000 年規則、2015 年規則の詳細については、以下の文献参照。ペーター・ゴットバルト(芳賀雅顯訳)「ヨーロッパ倒産法の現在」ペーター・ゴットバルト(二羽和彦編訳)『日本比較法研究所翻訳叢書 71 ゴットバルト教授日本講演録 ドイツ・ヨーロッパ民事手続法の現在』91 頁以下(中央大学出版部、2015)、ヴォルフガング・ハウ(芳賀雅顯訳)「ヨーロッパ倒産法の改正について」法学研究 90 巻 3 号(2017) 33 頁以下、『比較民事手続法のトレンド 1』(慶應義塾大学出版会、2019) 所

に対し公表された『EU 会社法における倒産手続に関する欧州委員会への勧告を伴う報告』（いわゆるレーネ報告 [Lehne-report]）<sup>14</sup> が、加盟国間の倒産法の差が経済的競争上の欠陥の要因となっている点を指摘し、加盟国で異なる倒産法の少なくとも一部を調和させるよう求めた。このレーネ報告に基づき、2011 年 11 月 15 日に欧州議会は、欧州議会から欧州委員会へ立法提案をするよう勧告する決議を採択したが、欧州議会におけるこれらの動きは、2019 年指令の端緒の一つであると言われている<sup>15</sup>。

欧州議会からの立法提案要請に対し、欧州委員会は 2012 年 12 月 12 日『企業の破綻および倒産に関する欧州の新たなアプローチ』とのタイトルの政策文書（communication）<sup>16</sup> を発表し、また、2014 年 3 月 12 日には『企業の破綻および倒産に関する新たなアプローチ』とのタイトルの勧告（recommendation）<sup>17</sup> を公表した。「勧告」には、加盟国に対する拘束力はないが、この欧州委員会による 2014 年の勧告はその目的を、加盟国に対し経営難にある存続可能な企業の効率的再建と誠実な事業主にセカンドチャンスを与与する制度を設けるよう求めることで、起業精神、投資、雇用を促進し、域内市場の円滑な機能に対する阻害要素を減らすことにある、と説明している。そのうえで、加盟国に対し、勧告の内容を実施するよう求めた。

さらに、2015 年 9 月 30 日、欧州委員会が公表した『資本市場同盟（Union des Marchés des Capitaux: Capital Markets Union）構築に関する

---

収 227 頁以下。また、2000 年規則の内容のみならず制定過程についても詳述するものとして、貝瀬幸雄『国際倒産法と比較法』8 頁、163 頁以下（有斐閣、2003 年）がある。

<sup>14</sup> レーネ報告は次のサイトで入手できる。

[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-7-2011-0355\\_FR.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-7-2011-0355_FR.html)（フランス語）

<sup>15</sup> C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p4; D Fasquelle, op. cit., n°2.

<sup>16</sup> 2012 年 12 月 12 日文書は、次のサイトで入手できる。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/?qid=1692066405933&uri=CELEX%3A52012DC0742>（フランス語）

<sup>17</sup> 2014 年 3 月 12 日勧告は、次のサイトで入手できる。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/?uri=celex%3A32014H0135>（フランス語）

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

アクション・プラン<sup>18</sup>』は、EU 域内における資本流通の自由、企業や投資の設立の自由の実施を促すには、倒産の規律に関する不確実性と長期かつ複雑な手続リスクがその阻害要因になるとの認識を示し、その是正のためのスケジュールが具体的に明らかにされるに至った<sup>19</sup>。また、欧州委員会が 2016 年指令案を公表した後の 2017 年 7 月 11 日に、理事会が『欧州における不良債権問題に対処するためのアクション・プランに関する理事会総括 (conclusions du conseil)<sup>20</sup>』を公表し、域内の銀行の不良債権処理に倒産法制からのアプローチが効果的である旨言及するとともに、期限を設けて、欧州委員会に対しては倒産法制を含む各国債権回収制度の効率性を調査するよう求め、加盟国に対しては倒産法制のピアレビューを実施し、加盟国間の倒産法制の差異を認識するよう求めている<sup>21</sup>。

このように、2011 年のレーネ報告以降徐々にではあるが、加盟国間の倒産法制の差が、EU 域内市場における資本流通、企業設立の自由の阻害要因となっている点、また不良債権問題に対する足かせとなっている点について、EU 機関相互で認識を共通するに至った。このことが、

<sup>18</sup> 資本市場同盟構築に関するアクション・プランは、次のサイトで入手できる。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/HTML/?uri=CELEX:52015DC0468> (フランス語)

<sup>19</sup> A Gourio, M Gillouard, «Proposition de directive relative aux systèmes d'insolvabilité et de restructuration des entreprises», *RDB* 2017, comm94; C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 4; 金子寿太郎「EU 倒産手続等収斂プロジェクトの現状と展望」金法 2072 号 (2017) 73 頁。

資本市場同盟のアクション・プランについては、上述の文献のほか、以下の文献を参考にした。神山哲也「欧州資本市場の活性化を図る資本市場同盟のアクション・プラン」野村資本市場クォーターリー 2015Autumn (2015) 177 頁、久保寛展「ヨーロッパ資本市場同盟構想における中小企業の資金調達多様化および簡易化措置」福岡大学法学論叢 61 巻 4 号 (2017) 1037 頁等。

<sup>20</sup> 不良債権問題に対処するためのアクション・プランのプレスリリースは、次のサイトで入手できる。

<https://www.consilium.europa.eu/fr/press/press-releases/2017/07/11/conclusions-non-performing-loans/> (フランス語)

<sup>21</sup> 神山哲也「欧州連合理事会による不良債権問題アクション・プラン」野村資本市場クォーターリー 2017Autumn (2017) 1 頁以下; A. Jacquemont, N. Borga, T. Mastrullo, op. cit., n°1278.

1960年代からおよそ60年にわたり遅々として進まなかった加盟国間の倒産法の実体的調和を進める原動力となったものと考えられる。

### 3. 2019年指令（EU）2019/1023の概要

もっとも、経営難企業に関する法は、加盟国の間で、手続そのもののみならず、その目的および目的のヒエラルキーをも異にしていると言われており<sup>22</sup>、それらの法を実体的に調和させることは容易ではない。そこで、2019年指令は、「予防的再建枠組みの導入」「免責（および資格制限）に関するルール導入による債務者に対するセカンドチャンス促進」「再建、支払不能、免責手続の効率化措置」、の三点について部分的な調和を図るにとどまっている（第1条第1パラグラフ）。

2019年指令は、101項目におよぶ前文と、第1章から第6章までの全36条により構成されている。以下、これらの内容について、特に規定の中核をなす第1章から第4章（第1条から第28条まで）について簡単に概説するが、前提として、2019年指令の適用範囲を確認しておく。

#### (1) 2019年指令適用範囲

2019年指令第1条は、指令の目的とともに、その適用対象から除外される債務者および債権について定める。

##### a. 指令の適用範囲から除外される債務者

2019年指令によれば、個別に規則または指令による規律の対象となっ

<sup>22</sup> このことは、ドイツ倒産法とフランス倒産法とを比較することでも十分明らかになる。ドイツ倒産法第1条は、手続の目的を“倒産手続（Insolvenzverfahren）は、債務者の資産を換価し、または、特に企業救済のため計画において他の解決法を見出すことで、債権者に対し共同の満足を得させることにある”と定める。このことからすれば、ドイツ倒産法の主たる目的は、企業救済というよりは債権者への弁済にあるとみることができる。これに対し、1985年1月25日法以降、フランス倒産法は企業救済と雇用維持を重視しており、手続の目的に関するヒエラルキー上これらには債務清算（apurement du passif：しかしこの文言は、弁済と同義ではないとされている）に勝る価値が与えられている。J Ernst Degenhardt, «Le droit français est-il conforme à la proposition de directive européenne du 22 novembre 2016 visant à harmoniser le droit des procédures collectives ?» *BJE* mars 2017, n°114h2, p. 153.

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

ており、第 1 条第 2 パラグラフに列挙されている銀行業、金融業、または保険業を営む法人は、適用対象から除外されている (第 1 条第 2 パラグラフ (a) – (f))<sup>23</sup>。さらに、国内法に基づく公的機関は指令の適用対象とされていない (第 1 条第 2 パラグラフ (g))。加えて、事業主 (entrepreneur) ではない自然人、つまり、商工業、手工業、自由業活動を行っていない自然人を指令の適用対象から除外している (第 1 条第 2 パラグラフ (h))<sup>24</sup>。

## b. 指令の適用範囲から除外される債権

また、加盟国は、従業員の債権、家族関係・扶養関係債権、債務者の不法行為責任から生じた債権については、指令が定める予防的再建枠組みの適用を除外できる (第 1 条第 5 パラグラフ (a) – (c))。

なお、加盟国は、予防的再建枠組みが取得済の企業年金受給資格に影響しないように留意しなければならない (第 1 条第 6 パラグラフ)。

## (2) 予防的再建枠組みの導入について

上述のとおり、2019 年指令は、加盟国法による予防的再建枠組みの導入と規律の調和を、その目的の一つとして挙げている。その趣旨は主要次のように説明されている。すなわち、経営難に対する早期の措置が存続可能な事業の救済チャンスが高めることは、予防的手続を既に実施している加盟国における経験則から明らかであり、それにより雇用喪失や

<sup>23</sup> 指令は、指令第 1 条第 2 パラグラフ (a) から (f) に列挙されていない金融活動主体たる債務者についても、一定の条件の下で、加盟国が指令の適用除外の対象とすることを認める (第 1 条第 3 パラグラフ)。

<sup>24</sup> 事業主の定義については、第 2 条第 1 パラグラフ (9) に規定がある。

加盟国は、指令が定める予防的再建枠組みに関する規定の適用対象を法人に限定することも、同じく指令が定める免責に関する規定の適用対象を、例えば消費者、会社の支配人、取締役といった自然人に拡張することを選択することもできる (第 1 条第 4 パラグラフ)。予防的再建枠組みに関する規定が、農業分野について適用があるかどうかについては明らかにされていない。

なお、免責規定の適用対象に関連して、前文(21)は、消費者の過剰債務は経済的社会的憂慮事項であり、事業主が負担する事業債務とその他の原因により負担した債務との間の区別を必ずしも明確にすることができないと述べ、過剰に債務を負担した消費者に対しても、指令の免責規定をできる限り適用するよう求めている。

ノウハウ、スキルの喪失を防ぎ、債権者にとっての総価値を最大化させることができる。景気後退局面においても融資が不良債権化するリスクを軽減させることから、金融セクターへの悪影響をも軽減させることが可能となる。また、マクロ経済的な観点からすれば倒産法は良好なビジネス環境の本質的要素であり、EU 域内で予防的再建枠組みの調和を図ることは、加盟国間の競争条件を等しくし、域内市場を適切に機能させるためにも必要である。規律の調和、共通化は、国際的企業グループの再建をも促すことができる<sup>25</sup>。

もっとも、立法過程での交渉における妥協の結果、予防的再建枠組みに関する法文は複雑になり、各加盟国が指令を国内法化する際に選択・裁量の余地を認める規定を多く含むこととなった。このことは、規律調和の規模を減縮させると指摘されている<sup>26</sup>。

## a. 予防的再建枠組みの輪郭

### (a) 予防的再建枠組み

この予防的再建枠組み開始事由として、2019 年指令は、「支払不能の蓋然性」(probabilité d'insolvabilité: likelihood of insolvency)を挙げ、債務者に「支払不能の蓋然性」あるとき、将来の支払不能を防止し債務者の存続を確保し、それにより雇用を保護し事業を維持するため、加盟国は、債務者がこの予防的「再建」(restructuration: restructuring) 枠組みを利用できるようにしなければならないと定める (第 4 条第 1 パラグラフ)<sup>27</sup>。

ここにいう「再建」の意義については、2019 年指令内に定義規定が存在する。それによると、「再建」とは、「資産売却、事業の一部譲渡または加盟国の国内法が定めるときは企業譲渡といった、債務者の資産およ

<sup>25</sup> 前文(2)(3)(7)(22)、C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 1, 86.

<sup>26</sup> M-H Monsèrié-Bon, G Cesare Giorgini, N Partouche, J Cavalier, «Les cadres de restructuration préventive: un nouveau défi», *JCP E* 2020, 1076, n°1.

<sup>27</sup> 後述のとおり、2019 年指令が定める予防的再建枠組みは、特に多数決による権利変更を認める点において、加盟国に対し民法および商法の一般的規律からはかけ離れる規律の導入を求めている。第 4 条第 1 パラグラフが定めるように、支払不能の蓋然性あることを前提に「将来の支払不能防止」「債務者の(事業)存続確保」の 2 つの目的の存在が、指令が定めるいわば特別制度利用を正当化する要件とされる。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 89.

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

び負債または債務者の財務構造の他の部門の構成、条件、構造の変更、その他必要な業務上の変更、これらの組み合わせを含む、債務者の事業再建を目的とする措置」のことを指す（第2条第1パラグラフ(1)）。

したがって、2019 年指令は加盟国に対し、純粋な清算型手続ではなく、この「再建」の定義に適用手続を少なくとも一つ、国内法で設けるよう求めていることになる<sup>28</sup>。この予防的「再建」枠組みに属する手続は、一つまたは複数の手続、措置、規定で構成され、司法外の手続であっても良いとされている（第4条第5パラグラフ）<sup>29</sup>。また、この予防的「再建」手続では、債務者は少なくとも部分的に、資産管理および企業の日常業務の管理を維持できなければならない（第5条第1パラグラフ）<sup>30</sup>。

<sup>28</sup> この指令が定める予防的再建枠組みは、国内法が定める他の再建枠組みを害さない（第4条第5パラグラフ）。従って、2019 年指令は、この指令が加盟国に対し予防的再建枠組みとして導入を求めている手続基準に合致しない加盟国独自の再建型手続を、加盟国内で維持または導入することを妨げていない。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 87.

<sup>29</sup> なお、後述 3 (2)b(c)「司法機関または行政機関の役割」参照。

<sup>30</sup> すなわち、2019 年指令は、加盟国に対して設置を求める予防的「再建」枠組みの手続は DIP 型手続であることを要求している。DIP 型手続の必要性については、2014 年 3 月 14 日欧州委員会が公表した勧告においても述べられていたところであり、イギリスのリーズ大学が 2016 年に公表した調査によると、全てではないものの、多くの加盟国で既に DIP 型倒産手続が設けられていたとのことである。もっとも、債務者に DIP 型手続を認めるために付される条件は国により様々であるとのことである。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 99; Study on a new approach to business failure and insolvency, Comparative legal analysis of the Member States' relevant provisions and practices, Tender No. JUST/2014/JCOO/PR/CIVIL/0075, p. 228 et s.

後者の文献（本稿では以下、Leeds report として表示する）は、欧州委員会（司法と消費者総局）とリーズ大学が 2016 年にまとめた EU 加盟国（に加えて、アメリカおよびノルウェー）の倒産法制を比較した調査報告書であり、次のサイトで入手できる。

<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/3eb2f832-47f3-11e6-9c64-01aa75ed71a1/language-en>

DIP 型手続導入の必要性は同時に、債務者の業務を監督するメカニズムの必要性をも意味する。それを担う実務家を任意に、あるいは選任を要するとされなければならない場合については、第5条第2、第3パラグラフが定める。なお実務家については、後述 3 (4)a「手続従事者（司法機関または行政機関、実務家）の質保証等による手続効率向上」参照。

他方で残念なことに、2019 年指令は、予防的再建枠組みの開始事由たる「支払不能の蓋然性」のうち、その構成要素である「支払不能<sup>31)</sup>」「蓋然性<sup>32)</sup>」の意義について、どちらも明確に定義づけすることができなかった。加盟国間で再建手続開始事由を統一させることは、債権者、投資家の加盟国法調査コストを抑えるために必要であったが、これらについては、各加盟国の国内法を参照することとしている（第 2 条第 2 パラグラフ (a) (b)）<sup>33)</sup>。

<sup>31)</sup> そのため、“insolvabilité（フランス語）insolvency（英語）”を「支払不能」と翻訳することについては疑義がある。しかし本稿では、便宜上の仮訳として「支払不能」の文言を充てる。

なお、前文(24)は、「再建枠組みは、債務者が国内法のもとで支払不能 (insolvable; insolvent) になる前、つまり、債務者が国内法の下で、通常債務者の完全な処分権喪失と清算人任命を伴う集团的支払不能手続に入る要件を満たす前に利用できないなければならない」と定め、また、前文(28)は、「加盟国は、弁済期にある債務を弁済する債務者の現在または将来の能力に現実かつ深刻な脅威を生じさせることを条件に、この指令が定める予防的再建枠組みの適用範囲を、債務者が財務以外の困難に直面したときに拡張できる。このような脅威の存在を判断するため考慮すべき期間は数か月であるが、債務者がその事業継続および中期流動性を脅かす財務以外の困難に直面した場合にはそれ以上に及ぶ。例えば、債務者が重要な契約を失った場合などである。」と述べる。このことからすれば、2019 年指令は、「支払不能」とは清算型手続開始原因を構成する概念であること、かつ、「支払不能」の「蓋然性」判断にあたっては、債務者の債務弁済能力を主要な判断要素としていることが伺われる。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 90.

<sup>32)</sup> 後述のとおり、2019 年指令は加盟国に対し、予防的再建枠組みに属する手続が開始されればその効果として一定期間、債権者の個別的権利行使を停止する制度を設けるよう求めている（第 6 条第 1 パラグラフ 1 項）。個別的権利行使の停止は債権者の権利に対する重大な制約であることからすれば、個別的権利行使の停止は時間軸上、債務者が支払不能に極めて近い状況に置かれた場合にのみ、正当化されるようにも思われる。ただし、早期の予防的再建手続開始による債務者事業の存続可能性を高めることを意図するのであれば、「支払不能の蓋然性」の解釈は広くとらえられる必要がある。また、前注のとおり、2019 年指令は予防的再建枠組みの適用範囲を、債務者が財務以外の困難に直面したときにも拡張している。その場合には、支払不能前数か月、それ以上前に手続が開始されることもあり得る。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 38.

<sup>33)</sup> 実際、既に再建型手続を有する国の間でも、その手続開始事由はかなり多様であると言われる。例えば、再建型手続を含むドイツ倒産法 (InsO) の手続開始事由は、支払不能 (17 条)、支払不能の虞 (18 条)、債務超過 (19 条) であるが、フランスの

## (b) 手続申立権者および手続利用資格

この予防的再建枠組みの申立権者は、その予防的性質に鑑み、原則として債務者に限定される（第 4 条第 7 パラグラフ）。ただし、加盟国は、債務者の同意があることを条件に、債権者または従業員の代表者に、手続申立権を認めることができる。この場合に必要とされる債務者の同意を、債務者が中小企業である場合に限ることもできる（第 4 条第 8 パラグラフ）。

この予防的再建枠組みを利用できる債務者については、既に述べた 2019 年指令適用範囲による制限のほか、加盟国は別の制約を設けることもできるとされている。例えば、加盟国は、債権者に再建交渉中の決断に必要な情報を得させるため、国内法に基づき会計義務に対する重大な違反により有罪判決を受けた債務者については、有罪判決の原因を是正するための適切な措置を講じなければ、予防的再建枠組みを利用できない旨定めることができる（第 4 条第 2 パラグラフ）。また、加盟国は、コスト抑制の観点から存続の見通しを欠く債務者を除外するため、債務者財産を害することなく実施可能であることを条件に、国内法が定めるところにより、存続可能性テスト（test de viabilité: viability test）を導入できる（第 4 条第 3 パラグラフ）<sup>34</sup>。債務者が一定期間内に予防的再建枠組みを利用する回数を制限することもできる（第 4 条第 4 パラグラフ）。

## (c) 債務者に対する早期の警告と情報へのアクセス

上述のとおり 2019 年指令では経営難に対する早期の対応が重要視され、加盟国に対し予防的再建枠組みに属する手続を設けるよう求めている。しかし、この予防的再建枠組みの手続を適時に開始するには、手続申立権者である債務者が、自ら早期に支払不能の蓋然性を認識できるよ

---

DIP 型の再建型手続である企業救済手続（sauvegarde）の手続開始事由は、債務者が、支払停止にはないが、克服できないほど困難な状況に置かれていることである（商法典 L.620-1 条第 1 項）。なお、フランスにおいては、支払停止は、「弁済期の到来した債務を当座資産で弁済できない状態にあること」を意味しており（商法典 L.631-1 条第 1 項）、日本における支払不能の概念に近い。

<sup>34</sup> 手続利用資格として、債務者が存続可能であることを求めるかどうかについては加盟国の裁量であるが、後述のとおり、債務者の存続可能性は、最終的に認可権限を有する国内機関が再建計画を認可するための要件となる。後述 3 (2) b(c) ア「再建計画認可」参照。

うにする必要がある。そこで、2019 年指令は、債務者が自らの支払不能の蓋然性を早期に認識し適時に予防的再建枠組み手続をとることにより将来の支払不能を避けることができるよう、加盟国に対し、債務者の支払不能の蓋然性にかかわる状況を予め検知し遅滞なく行動する必要性を債務者に対して知らせる一つ以上の明確かつ透明性ある早期警告制度 (outils d'alerte précoce; early warning tools) を設け、債務者が利用できるようにしなければならないと定める (第 3 条第 1 パラグラフ 1 項)。

法文上、このような早期警告制度には、a) 債務者が特定の種類の債務の弁済をしなかった場合の警告措置、b) 公的機関または民間組織<sup>35</sup> (早期警告機関) が提供するアドバイザリーサービス、c) 会計士、税務機関、社会保障機関といった、債務者に関する情報を有する第三者に、ネガティブな変化の通知を債務者に対してするよう促す国内法に基づく措置、を含むことができると規定されている (第 3 条第 2 パラグラフ (a) (b) (c))。この規定の形式からすれば、2019 年指令は、加盟国に対しこれら a) から c) までの全ての対応策の導入を求めるものではない。しかし、早期警告制度は、警告措置とアドバイザリーサービスの双方により構成されるべきとされている<sup>36</sup>。

<sup>35</sup> 加盟国における民間の早期警告機関としては、例えばデンマークにおける「Early Warning Denmark」、ドイツの「Team U」、ベルギーの「Dyzo」等がある。これらの組織では、ボランティアによるコンサルティングが主として行われており、「Early Warning Europe」として、欧州でネットワークを築いている。

<sup>36</sup> 早期警告制度構築の例として、例えば、租税または社会保障機関に対する弁済を怠った債務者に対しては自動的に警告され、早期警告機関から経済状況についてアドバイスを得ることを検討できるような制度、弁済遅滞により差押えを受けた債務者が裁判所に出頭したときに、早期警告機関を通じてアドバイスを受けることができる旨の資料を交付することで通知する制度、債務者の倒産リスクについて、会計士に警告義務を課する制度等が考えられる。

このように、早期警告制度は、支払不能の蓋然性ある債務者に対し警告を与える警告措置と、そのような債務者に対し公的または民間の早期警告機関がアドバイスを提供するアドバイザリーサービスの双方を含まなければならない、どちらか一方を欠いても十分ではない。しかし、早期警告機関によるアドバイザリーサービスはともかく、警告措置を構築するには、公的機関の関与と法改正が必要とされることから困難を伴っており、これまで多くの加盟国で取り入れられていなかった。そのため、いくつかの国が企業の経済活動と経済に対する不当な介入であるとして、導入に反対したとされる。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 80 et s.; T Andrieu,

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

また、加盟国は、債務者と従業員の代表者が、早期警告制度の存在ならびに再建および免責にかかる手続に関する最新情報にアクセスできるようにしなければならない(第3条第3パラグラフ)。さらに加盟国に対しては、早期警告制度にかかわる情報をオンライン上で公開し、特に中小企業にとって容易にアクセスでき、わかり易い方法で提示するよう求められている(第3条第4パラグラフ)。

加えて2019年指令は、支払不能の蓋然性が存するとき、取締役が支払不能を回避する措置を講じることを義務付けるよう加盟国に対し求めている(第19条(b))。この「支払不能を回避する措置」の中には、早期警告制度に基づくアドバイザーサービスの利用も含まれると考えられていることから、支払不能の蓋然性ある段階における早期警告制度に基づく警告の認識とアドバイザーサービス利用の有無は、その後支払不能が顕在化した段階において取締役が負担する責任に対し、ある程度影響することになるものと思われる<sup>37</sup>。

## b. 予防的再建手続の特徴となる要素

### (a) 債務者と債権者(取引相手)間の再建合意を促す措置

#### —個別的権利行使の停止—

加盟国は、予防的再建手続において債務者が再建計画に関する交渉を円滑に進めることができるよう、個別的権利行使の停止を享受できるようにしなければならない(第6条第1パラグラフ1項)。この個別的権利行使の停止は、担保権者、優先的権利を保持する者を含む全ての債権者を対象とする(第6条第2パラグラフ)。前文(32)によれば、この規定の趣旨は、債務者が事業を継続し、または少なくともその資産価値を維持しながら、再建計画に関する交渉を円滑に進めることができるよう支援することにあるとされており、原則として、もっぱら債務者保護を目的とする規定である。

ここにいう「個別的権利行使の停止」とは、その定義規定によれば、「司法機関もしくは行政機関が命じるかまたは法律上当然に適用される、債務者または国内法が定めるときは第三者たる保証人に対する、司法、

---

«La future transposition de la directive européenne sur l'insolvabilité», *Rev. proc. coll.* 2019, dossier 12, n°5.

<sup>37</sup> C G Paulus, R Dammann (eds.), *op. cit.*, p. 82, 247.

行政もしくは他の手続において債権を実現する債権者の権利の一時停止、または、裁判外の方法により債務者財産もしくは企業を差押えもしくは換価する権利の一時停止のこと」(第2条第1パラグラフ(4))をいう。この個別的権利行使の停止の定義規定、および上述第6条第1パラグラフ1項、第2パラグラフから一見すると、2019年指令は個別的権利行使の停止を幅広く求めているように見える。しかし実際には、加盟国は、一定の場合に、管轄を有する国内機関が個別的権利行使の停止を拒否できる旨定めることができるとされていたり、個別的権利行使停止の対象となる債権を限定することもできるといったような、加盟国に対してその適用範囲を狭める裁量を認める規定が2019年指令内に多く存在し、加盟国間の個別的権利行使停止に対する見解の相違を反映することができる規定ぶりになっている<sup>38</sup>。また、2019年指令内に、個別的権利行使停止がどのように生ずることになるのか、例えば法の規定により自動的に生ずるのか、機関によるなんらかの決定に基づくのかについての規律はなく、この点については加盟国が採用する予防的再建手続構造に応じ各加盟国で決することになる<sup>39</sup>。

なお、債権者による個別的権利行使を停止することに付随して、加盟国には次のような規律を設けることが要請されている。すなわち、清算型手続が予防的再建手続における計画案策定に向けた債務者、債権者間の交渉を阻害することを避けるため、加盟国の国内法に基づき債務者に清算型倒産手続申立て義務が生じたとしても、債務者は、個別的権利行使の停止期間中は、その義務を免れる(第7条第1パラグラフ)。同じ理由により、個別的権利行使停止期間中の債権者申立てによる清算型手続開始も停止する(第7条第2パラグラフ)<sup>40</sup>。また加盟国は、個別的権利

<sup>38</sup> 例えば、第6条第1パラグラフ2項、第3-第5、第9パラグラフ参照。

個別的権利行使の停止について定める2019年指令第6条は、立法過程において、加盟国間で非常に議論の対象となった規定であるといわれている。たとえば、ドイツといった一部の加盟国は濫用を恐れ個別的権利行使の停止を認めたがらず、他方でフィンランドを含む他の加盟国は一般的に個別的権利行使の停止を認めていたとされる。T Andrieu, *op. cit.*, n°15.

<sup>39</sup> C G Paulus, R Dammann (eds.), *op. cit.*, p. 67.

<sup>40</sup> もっとも、個別的権利行使停止期間中の債務者による清算型手続申立て義務免除、債権者申立てによる清算型手続開始の停止、いずれについても除外事由がある(第7条第3パラグラフ)。

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

行使を停止された債権者が、もっぱら個別的権利行使停止前に生じた債務が弁済されないことを理由に債務者の日々の業務継続に不可欠な未履行契約を履行せず、または解除するといった、債務者に不利に契約を変更することを妨げる規律を設けなければならない (第 7 条第 4 パラグラフ 1 項)<sup>41</sup>。

個別的権利行使の停止には、債権者の権利に対する過度な影響を避けるため、期間制限が明文上設けられている。最短期限を定めることは加盟国の任意であるが、最長期間は初回 4 か月以内でなければならず、また、期間の延長、更新を含めた期間は最長 12 か月である<sup>42</sup>。期間の延長、更新は、a) 再建計画の交渉において著しい進展があったとき、b) 関係人の権利または利益を著しく害さないとき、c) 清算型手続が債務者に対して開始されていないとき、といったような、期間の延長、更新が十分に正当化され得る場合にかぎり認められる (第 6 条第 6 - 第 9 パラグラフ)。

## (b) 再建計画立案および決議過程

2019 年指令は、加盟国に対して要求する再建計画の内容については、

<sup>41</sup> 定義規定によれば、未履行契約 (contrat à exécuter: executory contract) とは、債務者と一人または複数の債権者間で締結された契約であって、個別的権利行使停止時点において、両当事者が履行義務を依然負担しているもののことをいう (第 2 条第 1 パラグラフ (5))。2019 年指令は、債務者の日々の業務継続に不可欠な未履行契約のみならず未履行契約全般について、債務者につき予防的再建手続開始もしくは個別的権利行使停止の申立てがされたこと、または、予防的再建手続が開始されもしくは個別的権利行使が停止されたことを理由に、未履行契約を債務者に不利に変更すること [(解除だけではなく、広義の) いわゆる倒産解除条項 (ipso facto clauses)] を許さない旨規定するよう、加盟国に対して求めている (第 7 条第 5 パラグラフ)。

<sup>42</sup> 立法過程において、個別的権利行使の停止期間について、フランスは、複雑な事件において計画案を策定することを可能とするため、長期間の停止を認めるよう主張した。これに対し、北欧のいくつかの国は、未弁済期間が 3 か月を超えると会計上不良債権に位置づけられるため、銀行の不良債権対策の観点から、停止期間を 3 か月を超えない形で設定するよう主張したといわれている。2019 年指令が、個別的権利行使の停止の初回期間を最長 4 か月、延長、更新を含めた期間を最長 12 か月と定めたのは、このような加盟国による議論の結果の妥協の産物である。C Tiret, op. cit., n°7.

必要最小限の範囲について定めるにとどめる（第8条第1パラグラフ）<sup>43</sup>。計画案提出権を有するのは債務者であるが、加盟国は債権者および実務家に計画案提出権を認めることもできる（第9条第1パラグラフ）。

立案された再建計画は、「十分な利害の共通性」（*communauté d'intérêt suffisante; sufficient commonality of interest*）に従い組分けされる関係人（*parties affectées: affected parties*）で構成されるクラスでの決議に付されなければならない（第9条第4パラグラフ1項前段）。この関係人とは、再建計画の影響を受ける者のことを意味し、具体的には債権者のことを指すが、加盟国国内法の定めるところにより、従業員、債権者クラス、持分権者（*détenteur de capital: equity holder*）<sup>44</sup>を含めることができる（第2条第1パラグラフ(2)）。すべて関係人に議決権が付与されなければならないが、再建計画の影響を受けない者はそこから除外される（第9条第2パラグラフ）<sup>45</sup>。

クラスへの組分けの方法について、2019年指令は、関係人で構成され

<sup>43</sup> 第8条第1パラグラフが再建計画内の明記を要求する最低限度の情報は次のとおりである。

a) 債務者の身元識別情報（*l'identité du débiteur: identity of the debtor*）；b) 再建計画提出時の債務者の資産および負債（財産価値の記載を含む）、債務者の経済状況および従業員の状況、ならびに、債務者の経営難の原因および程度に関する記述；c) 個別にまたは国内法に従い債務の種類により特定される関係人（*parties affectées: affected parties*）、再建計画の対象となる債権または利益（*intérêt: interest*）；d) 該当する場合には、再建計画採択のため関係人が組み分けされたクラス、各クラスにおける債権および利益の各々の価値；e) 該当する場合には、個別にまたは国内法に従い債務の種類により特定される当事者（*parties*）で債権計画の影響を受けない者、その理由の記述；f) 該当する場合には、再建手続における実務家の識別情報；g) 再建の手法、再建計画期間、従業員代表者に対する通知および意見聴取方法、雇用に関する帰結、資金繰り見積り、再建計画内で予定される新規融資およびそれを必要とする理由、といった再建計画の条件；h) 再建計画が債務者の支払不能を回避しその存続を保障する合理的見通しを提供する理由の説明。

<sup>44</sup> 2019年指令第2条第1パラグラフ(3)によれば、持分権者とは、債権者以外の者で債務者または債務者企業資本に持分権を有する者のことを意味する。代表例は株主である。

<sup>45</sup> 加盟国はその他、持分権者、清算手続の順位によれば一般債権者に劣後する債権の債権者、債務者または債務者企業の関係者で国内法によれば利害が対立する者、についても、議決権付与の除外対象とすることができる（第9条第3パラグラフ）。

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

るクラスは「国内法に照らし検証可能な基準」に基づき「十分な利害の共通性」を反映するよう形成されなければならないと定める（第9条第4パラグラフ1項）。同条が加盟国に対し求めている具体的な組分けは、債務者が中小企業の場合を除き<sup>46</sup>、関係人を少なくとも担保権者と無担保権者の二組に分ける点について指示するにとどまる。しかし、前文(44)<sup>47</sup>はさらにクラスを追加すること、また同一順位のクラスをさらに組分けすることが可能であることを示唆しており<sup>48</sup>、上述の「国内法に照らし検証可能な基準」に基づく「十分な利害の共通性」という組分け基準は、こういった追加の組分けに適用されることとなる<sup>49</sup>。

<sup>46</sup> 組分けのコスト面を考慮し、中小企業については、加盟国は、関係人を全て単一クラスとすることができる（第9条第4パラグラフ3項）。

<sup>47</sup> 前文(44)は概要次のように述べる。類似する権利が公平に扱われ、関係人の権利を不当に害することなく再建計画を可決できるようにするため、関係人は、国内法に基づくクラス形成基準に対応する異なるクラスに分けられなければならない。「クラスへの組分け」とは、関係人の権利ならびにその債権および持分権の順位を反映させて再建計画を可決するため、関係人を組分けすることを意味する。そこで少なくとも、有担保権者と無担保権者は常に別々のクラスに属するものとされなければならない。しかし、加盟国は、担保付または無担保権者と劣後債権者クラスなど、2つ以上の債権者クラスが形成されることを要求できるはずである。加盟国はまた、租税機関や社会保障機関など、十分な利害の共通性を欠く債権者を別々のクラスに組分けすることができるべきである。加盟国は、担保付債権を担保評価に基づき担保でカバーされている部分と無担保部分に分割できることを規定できるはずである。また加盟国は、従業員や小規模供給業者など、多様化されていないまたは特に脆弱な債権者が利益を得るような、組分けに関する特別の規律を定めることも可能でなければならない。

<sup>48</sup> 前注前文(44)参照。C G Paulus, R Dammann (eds.), *op. cit.*, p. 157; R Dammann et M Boché-Robinet, *op. cit.*, p. 1268.

<sup>49</sup> この関係人の組分け基準は、アメリカ連邦倒産法1122条(a)およびドイツ倒産法222条2項からインスピレーションを得て設けられたと言われている。そのうち、「国内法に照らし検証可能な基準」に基づくことを要求する部分については、恣意的な組分けを避けるため客観性をもたせる、ドイツ倒産法に由来する独自の要件である。ドイツ倒産法の例によれば、「十分な利害の共通性」を認めるための「国内法に照らし検証可能な基準」として、債権者の属性がしばしば考慮の対象となるとされている。それによると例えば、供給業者、金融債権者、社債権者、租税機関、社会保障機関は、別のクラスに組分けされる（なお、前文(44)も租税機関、社会保障機関を例に挙げ、これらは「十分な利害の共通性」を欠き、別のクラスに組分けできなければならないと述べる）。またドイツでは、再建計画案に対し財政的貢献を

再建計画案は、後述の反対クラスに対する強制の実施（クロスクラス＝クラムダウン）の場合をのぞき、関係人の債権または持分権の額に基づき計算される過半数の賛成が各クラスで得られたときに可決される。この可決要件についても加盟国に一定の裁量があり、加盟国は多数決割合を75%を超えない範囲で引き上げ、関係人の頭数要件を付け加えることもできる（第9条第6パラグラフ）。

### （c）司法機関または行政機関の役割

2019年指令は、司法機関または行政機関の手続への介入を制限し、ドイツ式の当事者主義的、特に債権者を手続の中心に据える方法論の採用を志向している<sup>50</sup>。しかし、この指令が意図する再建手法は個人の権利

---

する新規融資債権者を別のクラスに組分けすることもできるとされている。債権者一人のクラスを設けることも認められている。また、組分けにあたり、融資の際に債権者間でされたウォーターフォールの約定（シニア、セカンドリーン、メザニン等）も考慮される。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 157-159; R Dammann et M Boché-Robinet, op. cit., p. 1268-1269.

なお、議決権と組分けの適正については、後述のとおり、原則として再建計画案認可の際に、司法機関または行政機関が調査する（第9条第5パラグラフ、第10条第2パラグラフ（b））。

<sup>50</sup> M-H Monsèrié-Bon, G Cesare Giorgini, N Partouche, J Cavalier, op. cit., n°17; J Ernst Degenhardt, op. cit., p. 155.

当初案である2016年指令案は「加盟国は、司法機関または行政機関の介入を関係人の権利を保護するため必要かつ相当な限度に限る規定を設けなければならない」と定め（2016年指令案第4条第3パラグラフ）、予防的再建手続のいわば「非司法化・非行政化」を加盟国に義務付けしていた。その意図は、上述本文で挙げた点に加え、再建手続の影響を受ける利害関係人の権利保護と手続期間の短縮、コスト軽減といった手続効率との間のバランスを図る必要性に基づくものであったと言われている。しかし、その後の理事会における議論の過程で、加盟国から、司法機関による手続介入は必ずしも手続効率低下を意味せず、加盟国の手続自治に介入する十分な理由に欠けるとの主張がされた。そこで最終的な2019年指令では、「加盟国は、司法機関または行政機関による予防的再建枠組みにおける介入を、全て関係人および利害関係人の権利を確保しながら必要かつ相当な範囲に限る規定を設けることができる。」との文言に変更され（第4条第6パラグラフ）、司法機関または行政機関による手続への介入制限を、加盟国の裁量事項とした。この点において、指令が目指した当事者主義および手続効率向上は、2016年当初の案からトーンダウンしている。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 94-96.

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

に対する制約を予定していることから、司法機関または行政機関の介入による一定の保護は必須である。そこで、2019 年指令は、再建計画の認可、再建計画反対クラスに対する強制の実施（以下、クロスクラス＝クラムダウン）（*application forcée interclasse: cross-class cram-down*）、不服申立てといった特定の場面においては、司法機関、行政機関に対し重要な役割を果たすよう求めている。

## ア. 再建計画認可

司法機関、行政機関といった認可権限を有する機関による再建計画認可は、通常の民事商事上の規律を超えて当事者を拘束するため必要とされる<sup>51</sup>。2019 年指令によれば、少なくとも再建計画に次の 3 つの内容のいずれかを含む場合に限り、これらの機関による認可が義務的とされる（第 10 条第 1 パラグラフ）<sup>52</sup>。

- a) 再建計画が、計画に反対した関係人の債権または利益に影響を与えるとき
- b) 再建計画が、新規融資<sup>53</sup>を定めるとき
- c) 再建計画が、25%を超える従業員の削減を定めるとき<sup>54</sup>

これらの場合に、2019 年指令が加盟国に対し最小限求める認可要件は、次の 5 つである（第 10 条第 2 パラグラフ 1 項）<sup>55</sup>。

<sup>51</sup> C G Paulus, R Dammann (eds.), *op. cit.*, p. 168.

<sup>52</sup> これらの内容を含まない計画は、認可権限機関による義務的認可を免れる。もっとも前文(48)は、加盟国は認可が義務である場合に加えて、認可を必要とする場合を追加できることを示唆する。C G Paulus, R Dammann (eds.), *op. cit.*, p. 168.

<sup>53</sup> 新規融資の意義については後述 3 (2)b(e)「新規融資、中間融資等の保護」参照。

<sup>54</sup> もっとも、従業員の削減がポストの消滅に限定されるのか、例えば営業譲渡のような形で第三者への従業員の移籍の場合も含むのか、については明らかではないとされている。M-H Monsérié-Bon, G Cesare Giorgini, N Partouche, J Cavelier, *op. cit.*, n°18.

<sup>55</sup> 次の第 10 条第 3 パラグラフが求める「再建計画が、債務者の支払不能を避けまたは債務者企業の存続を確保する合理的な見込みを有するものであること」をも付け加えると、2019 年指令が求める認可要件は、最低 6 つということになる。前述のとおり、債務者の存続可能性は、債務者が予防的再建手続利用資格を有するかどうかを判断する要件ともなり得る。前掲注(34)参照。V. M-H Monsérié-Bon, G Cesare Giorgini, N Partouche, J Cavelier, *op. cit.*, n°18.

- a) 計画が 2019 年指令第 9 条の定めるところに従い、可決されたこと<sup>56</sup>
- b) 十分に利害を共通し同一クラスに組分けされた債権者<sup>57</sup>が平等を享受し、その債権額に比例し処遇されていること
- c) 再建計画案が、国内法の定めるところに従い、全ての関係人に対して通知されていたこと
- d) 反対債権者がいるとき、再建計画が「最善の利益テスト」(critère du meilleur intérêt des créanciers: best-interest-of-creditors test)<sup>58</sup>を満たすこと<sup>59</sup>

なお、加盟国は認可要件を追加することもできる。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 170.

<sup>56</sup> この要件充足の検討にあたり、司法機関または行政機関といった認可権限を有する機関は、第 9 条が定めるところに従い、例えば全ての関係人に議決権が付与されたか、クラス形成の適正といった点について確認する。加えて、これら認可権限を有する機関は、再建計画が全てのクラスで可決されたことについても確認しなければならない。これを欠くときは、第 11 条が定めるクロスクラス＝クラムダウンに関する要件の検討が必要になる。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 170-171.

<sup>57</sup> 前述のとおり、債務者が中小企業であるとき、加盟国の選択によっては、十分に利害を共通しない債権者であっても同一クラスに位置づけられることはあり得る(第 9 条第 4 パラグラフ 3 項)。

<sup>58</sup> 2019 年指令の定義規定によれば、「最善の利益テスト」とは、反対債権者は、資産売却もしくは企業譲渡が行われる清算手続の場合または再建計画が認可されないときに採り得る他の次善の解決がとられる場合のいずれかの場合において、国内法の通常の弁済順位に従えば置かれる地位よりも再建計画のもとで不利な地位に置かれ、とのテストのことをいう(第 2 条第 1 パラグラフ(6))。

定義規定を見ればわかるとおり、「最善の利益テスト」には、二種類の判断基準が含まれている。一つ目は、再建計画に基づく債務者事業の救済が、債務者の清算価値に基づく弁済よりも、さらに高い弁済を債権者に対してもたらすことであり、二つ目は、再建計画に基づく債務者事業の救済が、再建計画が認可されなかった場合に債務者が取り得る次善の選択肢における弁済よりも、さらに高い弁済を債権者にもたらすことである。前文(52)によれば、加盟国は指令の国内実施の際に、これらの二つの判断基準のうちから一つを選択できる。二つ目の判断基準は、2016 年指令案には存在しなかったが、その後、再建計画が認可されなかった場合の次善の選択肢における弁済額が清算価値に基づく弁済額よりも高くなることもあり得るため、理事会により挿入された。この二つ目の判断基準に関しては、提案された再建計画案とは別の競合する再建計画案を常に準備する必要があることを意味しておらず、(清算価値を上回る弁済が実現しうる)競合する再建計画案が存在する場合には、その競合する再建計画案を、提案された再建計画案との比較対象とする、ということの意味しているとされる。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 173; V

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

- e) 該当する場合には、再建計画内で定められている全ての新規融資が、再建計画遂行に必要かつ債権者の利益を過度に害しないこと<sup>60</sup>

なお、再建計画が、債務者の支払不能を避けまたは債務者企業の存続を確保する合理的な見込みを有しない場合には、司法機関または行政機関は、再建計画認可を拒否できなければならない(第10条第3パラグラフ)<sup>61</sup>。

再建計画が認可されれば、計画内に明示された全ての関係人を拘束する。加盟国は、再建計画が再建計画決議に関与しなかった債権者に影響しないよう確保しなければならない(第15条第1、第2パラグラフ)<sup>62</sup>。

### イ. クロスクラス＝クラムダウン

上述のとおり、決議をした全てのクラスで可決されなかった再建計画であっても、債務者の提案によりまたは債務者の同意を得て、司法機関または行政機関といった認可権限を有する機関が認可することにより、計画に反対したクラスに対しても強制できる(第11条第1パラグラフ

---

Rotaru, The Restructuring Directive: a functional law and economics analysis from a French law perspective, *Droit et Croissance*, 2019, n°172.

なお、「最善の利益テスト」の要件については、再建計画がこの要件を満たさないとして争われた場合にのみ、認可権限を有する司法機関または行政機関がその要件充足の有無を判断する(第10条第2パラグラフ2項、第14条第1パラグラフ(a))。

<sup>59</sup> この認可要件は、多数決による計画可決の必要性と反対債権者の請求権保護の必要性とのバランスをとるために要求されると説明されている。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 173.

<sup>60</sup> 新規融資の意義については後述3(2)b(e)「新規融資、中間融資等の保護」参照。例えば、債務者にとって不当に不利な条件による融資、債権者に対する過剰な担保設定等されていれば、この要件を欠くことになる。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 174.

<sup>61</sup> 前述のとおり、「再建計画が、債務者の支払不能を避けまたは債務者企業の存続を確保する合理的な見込みを有するものであること」は、実質的に再建計画認可のための第6の要件として機能する。なお、前掲注(34)参照。

<sup>62</sup> 2016年指令案第10条第4パラグラフは、再建計画認可権限を有する機関は、認可申立てから30日以内に認可または不認可について決定しなければならない旨定めていた。しかし2019年指令は、第10条第4パラグラフで、事件の迅速な処理の観点から効率的な方法で決定されるべき旨定めるにとどまり、これ以上に、認可手続に関するいかなる規定も設けていない。

1 項)。これをクロスクラス＝クラムダウンといい、2019 年指令は加盟国に対し、クロスクラス＝クラムダウンの導入を義務付けしている<sup>63</sup>。

2019 年指令によれば、クロスクラス＝クラムダウンが認められるためには、少なくとも次の 4 つの要件を満たす必要がある（第 11 条第 1 パラグラフ 1 項）。

- a) 再建計画が通常の計画認可要件（第 10 条第 2、第 3 パラグラフ）を満たしていること<sup>64</sup>。
- b) 再建計画が以下のいずれかにより可決されたこと：
  - i) 担保権者のクラスまたは一般債権者のクラスに優先する順位の債権者のクラスのうちの少なくともいずれか一つを含む、決議した関係人のクラスの過半数が可決した場合<sup>65</sup>、さもなければ
  - ii) 持分権者のクラス、継続企業として債務者の価値決定後国内法の通常の弁済順位に従えば弁済を受けることができないか利益を保持できないクラス、または国内法の定めにより弁済を受けることができないか利益を保持できないと合理的に推定されるクラスを除く、（権利変更される）関係人のクラスのうちの少なくとも一つのクラスが可決した場合<sup>66</sup>
- c) 計画に反対している債権者のクラスが少なくとも同一順位の他のクラスと同等に扱われ、かつ、劣後するクラスよりも優遇されること（相対優先ルール）<sup>67</sup>

<sup>63</sup> その趣旨は、特定のクラスの反対により遂行可能な再建計画が不成立となり、企業価値の最大化を危うくすることを避けることにある。クロスクラス＝クラムダウンは、2019 年指令が意図する再建枠組みの不可欠な要素であり、アメリカ連邦倒産法 USCS1129(b) (1) に由来する。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 178.

<sup>64</sup> 上述 3 (2)b(c) ア「再建計画認可」参照。

<sup>65</sup> この規定は、ドイツ倒産法 245 条第 1 項 3 に由来するといわれている。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 183.

<sup>66</sup> 指令の法文は非常に複雑でわかりづらいが、第 11 条第 1 パラグラフ b) ii) は、再建計画で経済的利益を有する（弁済される）関係人のクラスのうちの少なくとも一つのクラスが可決することが要件になっている。前文 (54)、C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 184.

加盟国は、この場合において、クロスクラス＝クラムダウンのために必要とされる最低可決クラス数を増やすことができる（第 11 条第 1 パラグラフ 3 項）。

<sup>67</sup> 2016 年指令案では、クロスクラス＝クラムダウンのための要件として、絶対優先ルールが採用されていた。しかしその後、主にイタリア、ドイツ、スペインの学者、

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

ただし、例外的に加盟国は、再建計画で劣後クラスが弁済されるか利益を維持する前に、計画に反対しているクラスの債権者の債権は、同じまたは同等の方法により全部弁済される旨定めることができる(絶対優先ルール: 第 11 条第 2 パラグラフ 1 項)<sup>68</sup>。

- d) 再建計画において関係人のクラスは、その債権または利益の総額を超えて受領し保持することはできない

なお、クロスクラス＝クラムダウンの認可に際しては、債務者または

---

実務家で構成されたプロジェクト “The contractualised distress resolution in the shadow of the law: Effective judicial review and oversight of insolvency and pre-insolvency proceedings” (CODIRE) の提言により、2018 年 10 月に突如、絶対優先ルールがデフォルトルールとして採用されることが明らかとなった。このような経緯もあって、2019 年指令には、本文にも前文にも、絶対優先ルールの根拠や適用ルールについての明示がされていない。ただし、絶対優先ルールを採用することの積極的根拠については、一般論として概ね次のように説明されるようである。すなわち、計画の効力が生じたのち再建計画に基づき実現する価値(再建価値: reorganization value)は、利害関係人の協力および新たな努力の結果得られる新たな価値であるから、既存の請求権の個別の権利行使によっては実現され得る価値ではない、その公平な配分を決するにあたっては、利害関係人の協力を刺激するようなルールに依る必要があり、絶対優先ルールがこれに該当する。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 179, 185-187.

<sup>68</sup> 絶対優先ルールは、アメリカ連邦倒産法チャプター 11 に由来する。ただし、アメリカの絶対優先ルールは厳格すぎるとも言われ、2019 年指令は、その緩和を図っている。すなわち、再建計画の目的達成のために必要、かつ、他の関係人の権利または利益を過度に害しない場合には、加盟国は、デフォルトルールの例外である絶対優先ルールからさらに逸脱する規定を定めることができるとしている(第 11 条第 2 パラグラフ 2 項)。その例として、例えば、計画のもとで、優先クラスが請求権の棄損を承諾しなければならないにもかかわらず、持分権者が一定の利益を保持したり、個別的権利行使の停止に関する規定の対象となる重要な納入業者が優先クラスの債権者よりも先に弁済を受けることが公正であると考えられるような場合であるとする(前文(56)参照)。

このような、いわば緩和された絶対優先ルールを採用した加盟国の例として、オランダ(Wet Homologatie Onderhands Akkoord: WHOA)が挙げられる。WHOA では、裁判所の判断を介し、再建計画において絶対優先ルールに基づく法定の優先順位から逸脱する合理的理由があり、逸脱により反対クラスの債権者または株主の利益が害されないと認められる場合に、法定の優先順位に従わない方法による再建価値の分配を認める。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 188-189.

債権者を支援するため、認可権限を有する司法機関または行政機関による実務家選任が義務付けられる（第5条第3パラグラフ(b)）<sup>69</sup>。

#### ウ．異議申立ておよび不服申立て

2019年指令によれば、再建計画認可権限を有する司法機関または行政機関は同時に、関係人からの異議、不服申立てを審査等する権限も有する（第14条、第16条）。

##### （ア）異議申立て

2019年指令は、再建計画案が全ての関係人クラスで可決されたが、クラス内に再建計画に反対する関係人が存在した場合、または再建計画に反対する関係人クラスが存在するにもかかわらず計画案を認可する場面（クロスクラス＝クラムダウン）において、手続の効率性維持と計画に反対する関係人の効果的な保護の観点から、再建計画認可に関する不服申立てとは別に、特に異議制度を設けることとしている。

すなわち、2019年指令によれば、再建計画に反対する関係人が次のいずれかの異議を述べた場合にかぎり、司法機関または行政機関は、異議についての判断に必要な債務者の企業価値（清算価値または継続企業価値）を判断する（第14条第1パラグラフ）。

- a) 再建計画認可要件たる「最善の利益テスト」（第2条第1パラグラフ(6)）を満たさない
- b) クロスクラス＝クラムダウンの要件のうち、少なくとも再建計画から経済的利益を得る1つの関係人クラスの賛成があることを理由とする第11条第1パラグラフ(b)(ii)違反

これらの場合において、加盟国は、司法機関または行政機関が資格を有する鑑定人を選任しまたは聴取できるようにしなければならない（第14条第1、第2パラグラフ）<sup>70</sup>。

<sup>69</sup> 後述3(4)a「手続従事者（司法機関または行政機関、実務家）の質保証等による手続効率向上」参照。

<sup>70</sup> 前文(63)によれば、この債務者企業価値の評価は、国内法の別の状況での評価手続として実施することも妨げられない。専門家による評価のほか、手続のより早い

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

なお加盟国は、この異議を、次に説明する再建計画認可または不認可決定に対する不服申立ての中で導入することもできる (第 14 条第 3 パラグラフ 2 項)。

### (イ) 再建計画認可または不認可に対する不服申立て

また、2019 年指令は加盟国に対し、再建計画認可または不認可決定に対する不服申立てについて一定の措置をとるよう求めており、再建計画認可または不認可決定に対する不服申立て手続を提供するよう義務付けている。それによると、加盟国は、行政機関がした再建計画認可または不認可の決定に対する不服申立ては、司法機関の管轄としなければならず、また、計画の認可または不認可決定をしたのが司法機関であるときは、当該再建計画の認可、不認可決定に対する不服申立ては、上級の司法機関の管轄としなければならないとされている (第 16 条第 1 パラグラフ)。

この不服申立ては原則として計画遂行停止の効果をもたらさない (第 16 条第 3 パラグラフ 1 項)<sup>71</sup>。

加盟国は不服申立てに理由があると認めるとき、司法機関が再建計画を無効にし、または修正を加えてもしくは加えないで認可できるとしなければならない。また加盟国は、不服に理由があると認められたものの再建計画が認可された不服申立人の経済的損失に対し、補償を与えることを定めることができる (第 16 条第 4 パラグラフ)<sup>72</sup>。

---

段階で、債務者または別の当事者から提出された評価を裁判所が承認することもあり得る。また、加盟国は、手続の迅速の観点から、一般の民事手続法における手続とは別に、再建手続の評価に固有の規律を設けることができないなければならない。

<sup>71</sup> もっとも、続く 16 条第 3 パラグラフ 2 項には、その例外が設けられている。それによると、加盟国は、再建計画の遂行停止が当事者の利益保護のため必要かつ適切であるとき、司法機関が再建計画の全部または一部の遂行を停止することができる旨定めることができるとする。しかし、裁判官が停止を命じるのは例外的かつ非常にレアケースになるだろうとも言われている。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 218.

<sup>72</sup> 2016 年指令案によれば、この補償の支払は、債務者か、再建計画に賛成した債権者が行う旨明記されていた。しかし 2019 年指令では補償義務者の明示が削除されている。

補償がされる場合の例として、不服申立てに基づき再建計画が修正された場合において、その決定までの間に申立人に損害が発生したような場合を挙げている。C

(d) 持分権者および従業員の手続における処遇について

ア. 持分権者に対する処遇

債務者企業の再建のため、例えば100%減資および増資といった資本の再構成を行う、または、合併もしくは会社分割といった企業の組織変更を行う、といった場合に、一般的な会社法のルールからすれば、これらの実施に持分権者の集団的同意を得ることが必要とされる。しかし経済的困難な状況にある債務者企業再建の過程では、持分権者によるこれらの権利行使が、存続可能な企業または債権者を犠牲に、自己のため不相应な利益を引き出す手段となり得る。そこで、2019年指令は加盟国に対し、持分権者の利益を最小限保護しつつ、持分権者による不当な再建計画可決および認可に対する妨害行為を妨げる措置を取るよう義務付けている（第12条第1パラグラフ）。そのための方法論として、2019年指令は加盟国に対し、（大きく分けると）二つの選択肢を用意している。

- (i) 持分権者を関係人（第2条第1パラグラフ(2)）に含め、持分権者に対し再建計画可決、認可に関する第9条から第11条までの規定を適用する<sup>73</sup>。
- (ii) 持分権者を関係人に含めず、持分権者に対し再建計画可決、認可に関する第9条から第11条までの規定を適用しない（従って、再建計画の内容について持分権者の集団的同意を要する会社法上のルールが適用される）が、

---

G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 219.

<sup>73</sup> この (i) の選択肢は、さらに二つに分かれる。一つは、(i-1) 持分権者を関係人に含めつつも、持分権者に対しては、再建計画面案に対する議決権を付与しない（第9条第3パラグラフ(a)）という選択、そしてもう一つは、(i-2) 同じく持分権者を関係人に含め、持分権者に対し再建計画面案議決権も付与するが、クロスクラス＝クラムダウンを行うことにより持分権者クラス的意思決定を拘束することである。

(i-2) の選択によれば、クロスクラス＝クラムダウン適用要件に含まれる再建計画に反対する関係人に対する保護措置が、持分権者に対しても適用されることになる。しかし、(i-1) の選択によれば、持分権者が有する倒産外の権利をただ単に奪うことと等しくなり得る。そこで、加盟国が (i-1) を選択する場合には、持分権者に対する最小限の保護措置（例えば支払不能が差し迫っており、持分権者が弁済の対象外にある [out-of-the-money] ことを条件とする等）が伴わなければならないとされる。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 193-194; E Fabries-Lecea, M Laroche, C Lisanti, T Mastrullo, D Robine, «L'impact de la directive Restructuration et insolvabilité sur les parties prenantes de l'entreprise en difficulté», *JCP E* 2020, 1077, n°4 参照。

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

持分権者が再建計画の可決、認可を「不当に妨害または困難に」しないことを「他の手段<sup>74)</sup>」により確保する (第 12 条第 1 パラグラフ)。

何が持分権者による再建計画の可決、認可を「不当に妨害または困難に」する行為に該当するのかについては、加盟国は、債務者が中小企業か大企業か、持分権者の権利に関して提案されている再建措置、持分権者の種類、債務者が自然人か法人か、企業の社員が有限責任か無限責任か、といった点を考慮して決めることができる (第 12 条第 3 パラグラフ)。これにより加盟国は、持分権者の状況に応じた柔軟な手段を採ることが可能になるとされている<sup>75)</sup>。

なお、加盟国は再建計画遂行段階についても、持分権者がこれを妨害しないようにしなければならない (第 12 条第 2 パラグラフ)。

## イ. 従業員に対する処遇

また、従業員に関しては、2019 年指令内の随所に、従業員に対する保護措置が盛り込まれている。

第一に、加盟国は従業員の債権を予防的再建枠組みから除外することができ (第 1 条第 5 パラグラフ (a))、または、従業員の債権は個別的権利行使停止から除外される (第 6 条第 5 パラグラフ 1 項)。

第二に、加盟国は従業員を関係人に含め再建計画について議決権を付与することもでき (第 2 条第 1 パラグラフ (2)、第 9 条第 2 パラグラフ 1 項)、この場合には、従業員は再建計画決議に関与できることになる。この際、従業員のクラスは他の債権者とは別のクラスとされ得る (第 9 条第 4 パラグラフ 2 項)<sup>76)</sup>。加えて、再建計画によれば 25% を超える従業

<sup>74)</sup> 前文(57)によれば、「他の手段」とは例えば、株主総会において議案承認のために必要な株主の賛成数を下げるといった、会社法が定める決議要件を調整する、持分権者に直接影響しない再建措置にかかる権限を持分権者に与えない、などの方法が挙げられる。E Fabries-Lecea, M Laroche, C Lisanti, T Mastrullo, D Robine, op. cit., n°4 参照。

<sup>75)</sup> 例えば、大企業に対してのみクロスクラス＝クロムダウンを適用する、有限責任社員である持分権者との関係でのみ、これらの者が再建計画を妨げれば不法行為責任を推定する、といった例が挙げられている。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 197.

<sup>76)</sup> とはいえ、従業員のクラスも、クロスクラス＝クロムダウンの適用対象となる。

員が仕事を喪失する場合には、司法機関または行政機関による再建計画認可が義務づけられる（第 10 条第 1 パラグラフ(c)）。

第三に、原則として、従業員の給料債権は、後に債務者に支払不能手続が開始された場合において、債権者全体を害することを理由とする無効等を免れる（第 18 条第 1、第 4 パラグラフ(c)）。

第四に、2019 年指令は、予防的再建枠組みが、従業員の団体交渉権、争議権、集団的解雇および企業譲渡の際の従業員の権利、賃金支払保証制度に影響しないことを再確認している（第 13 条第 1 パラグラフ参照）<sup>77</sup>。また、従業員代表に対する情報提供および意見聴取についての定めも設けられている（第 13 条第 1 パラグラフ）<sup>78</sup>。

#### (e) 新規融資、中間融資等の保護

2019 年指令はまた、加盟国に対し、支払不能に至るかもしれない債務者がその再建に向けた交渉を行う間必要となる事業資金、再建計画認可後計画遂行のために必要となる資金の獲得を容易にするための措置を取るよう求めている。

指令によれば、措置の対象となるのは、「新規融資」（nouveau financement: new financing）と「中間融資」（financement intermédiaire: interim financing）である。定義規定によれば、「新規融資」とは、再建計画遂行のため既存のまたは新規の債権者によって提供され、再建計画内に記載される新たな金融支援を意味する（第 2 条第 1 パラグラフ(7)）。また、「中間融資」とは、少なくとも個別的権利行使停止中の金融支援を含む、既存のまたは新規の債権者によって提供される新たな金融支援であって、債務者企業の事業継続のためまたは企業価値を維持もしくは増加させるために合理的かつ直ちに必要なものをいう（第 2 条第 1 パラグラフ(8)）。加盟国は、これらに該当する融資については、適切に保護しなければならない。少なくとも、後に債務者に支払不能手続が開始され

<sup>77</sup> E Fabries-Lecea, M Laroche, C Lisanti, T Mastrullo, D Robine, op. cit., n°15.

<sup>78</sup> 従業員について定める 13 条は、2016 年指令案には存在しなかった。しかし、その後の交渉過程で、経済社会評議会と欧州議会の雇用および社会問題委員会が、指令が労働者の立場を明確にしておらず、他の債権者と比べても保護されていないことに対する懸念を表明したことにより、指令に挿入された。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 201.

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

た場合に、当該融資が後の手続において無効、対抗不能とされないこと、また、原則として債権者の民事、行政、刑事上の無答責が確保されなければならない (第 17 条第 1 パラグラフ (a) (b))<sup>79</sup>。加えて、加盟国は、これら新規、中間融資の債権者に対し、後に債務者に支払不能手続が開始された場合に、手続内における優先弁済権を付与することもできる (第 17 条第 4 パラグラフ)。

融資に関する上述の保護の一部 (債務者の後の支払不能手続内で無効、対抗不能とされない) は、再建計画交渉のため合理的かつ直ちに必要な取引、または再建計画遂行のため合理的かつ直ちに必要であって、認可された計画に従い行われる取引に対しても与えられる (第 18 条第 1、第 5 パラグラフ)。

### (3) 免責 (および資格制限) に関するルール導入による債務者に対するセカンドチャンス促進

近時の意識改革に伴い、倒産手続を利用する債務者に対する古代ローマに遡るステイグマの払拭を図るとともに、支払不能を経験した者ほど次にチャンスがあり、これが経済の牽引力になり得るとのアメリカでの経験則<sup>80</sup>を欧州でも発展させるべく、2019 年指令第 3 章は、自然人事業主の経済的再起を促す措置を講じるための規定を定めている。具体的には、加盟国間で、a. 免責、および b. 資格制限に関するルールを調和させることに関連する。

また、特に免責条件を調和させる規定の趣旨については、加盟国間の倒産法の差が EU の経済力を十分に発揮させる上での障害になっているとの認識を背景に<sup>81</sup>、加盟国間の免責条件の差は債務者のフォーラムショッピングに対するインセンティブになり得るが、このことは、債権回収を図る債権者にとっては法的安定性の欠如と余分なコスト負担をもたらし得ることから、これを減らす目的も併せ持つと説明されている<sup>82</sup>。

<sup>79</sup> 加盟国は、これらの融資にかかる保護を、司法機関もしくは行政機関による再建計画案認可 (新規融資の場合)、または、国内法が定めるところによる事前審査 (中間融資の場合) がされたことを条件に、認めることもできる (第 17 条第 2 パラグラフ)。

<sup>80</sup> 最初の起業の倒産からわずか 2 年以内に再出発し、世界規模の自動車会社を設立したヘンリーフォードを例に挙げる。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 3.

<sup>81</sup> C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 253.

### a. 免責に関するルール

2019 年指令は、加盟国に対し、支払不能にある事業主が利用できる債務の全部免責<sup>83</sup>が可能となる手続を、少なくとも一つ設けることを求めている（第 20 条第 1 パラグラフ 1 項）。この免責可能性は現実のものでなければならず、単なる理論的可能性であってはならない<sup>84</sup>。

ただし、未だに欧州に残る倒産スティグマからすれば、債務者に対し容易に全部免責を認めることに対する抵抗はなお強い<sup>85</sup>。そこで加盟国は、事業主の債務負担の元となった商工芸または専門職活動停止を免責の条件とすることができる（第 20 条第 1 パラグラフ 2 項）。加えて 2019 年指令は、加盟国が、債務の一部弁済を免責の条件とすることも認める。しかし、この一部弁済義務は、事業主の個別の状況に応じた免責期間中の可処分所得、差押可能財産に比例したものでなければならず、また、債権者の衡平な利益を考慮しなければならないとされている（比例原則：第 20 条第 2 パラグラフ）。債権者の利益と、債務者が人間らしく生活することの必要性を衡量する趣旨に基づくものである<sup>86</sup>。

更に、免責を受けた事業主がビジネスの世界に復帰することを後押しするため、加盟国は、免責後の事業主が最新の情報提供等を含む当該事業主の再出発を支援する国内枠組みを利用できるようにしなければならない（第 20 条第 3 パラグラフ）。

なお、債務の全部免責が認められるための期間は、3 年を超えないようにしなければならない（第 21 条第 1 パラグラフ）<sup>87</sup>。しかし、加盟国

<sup>82</sup> 前文(72)参照。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 250.

<sup>83</sup> 定義規定によれば、債務全部免責（remise de dettes totale: full discharge of debt）とは、「財産換価」もしくは「返済計画」を含む手続またはその双方を含む手続において、事業主に対する免責対象となる弁済期の到来した債務の強制執行が排除されるか、または、免責の対象となる弁済期の到来もしくは今後弁済期が到来する債務がそれ自体消滅する（annulées: cancelled）ことをいうとされる（第 2 条第 1 パラグラフ(10)）。

また、同じく定義規定によれば、ここにいう「返済計画」（plan de remboursement: repayment plan）とは、支払不能に陥った事業主が、指定日に一定額を債権者に支払う弁済計画、または免責期間中債権者に対して事業主の可処分所得の一定部分を定期的に支払うことをいう（第 2 条第 1 パラグラフ(11)）。

<sup>84</sup> C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 251.

<sup>85</sup> C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 251.

<sup>86</sup> C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 251-252.

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

の立法方法によっては、実質的な免責期間が3年を超え長引く可能性もあるため<sup>88</sup>、2019年指令は、その開始時点および満了時点<sup>89</sup>についても明らかにしている。

## b. 資格制限に関するルール

事業主が免責を得たとしてもなお資格制限が課されるとすれば、事業主の再出発を妨げる結果となる。

そこで、免責を得た事業主が、倒産に至った従前行っていた事業と同じ分野の事業または別の分野の事業のどちらについても新たなビジネスを開始することができるよう、2019年指令は、加盟国に対し、事業主が支払不能にあることを理由として事業主に対して課される商業、工業、手工業、自由業活動をする権利に対する資格制限は、遅くとも免責期間満了時点で終了させなければならないと定める（第22条第1パラグラフ）。また、この資格制限は、免責期間終結時に、他の手続を要することなく、停止されなければならない（第22条第2パラグラフ）。

## (4) 再建、支払不能、免責手続の効率化措置

2019年指令第4章は、予防的再建手続、支払不能手続および免責手続の効率を高めるための措置について25条から28条まで4つの規定を設けている。これらには、a. 手続の主要な従事者（司法機関または行政機関、および再建、支払不能または免責手続で司法機関または行政機関に

<sup>87</sup> 免責期間が3年とされる根拠は不明であるが、欧州契約法（European Contract Law）の消滅時効期間に一致する。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 253-254.

<sup>88</sup> 例えば、1999年1月1日施行改正直後のドイツ倒産法（InsO）287条がそう定めていたように、免責期間の起算点が倒産手続終結時とされれば、免責を得るための期間がかなり長引く恐れがある。

<sup>89</sup> 最大3年の免責期間の起算点は、返済計画を含む手続においては、司法機関もしくは行政機関による計画認可決定日または計画遂行開始日、その他の手続においては、司法機関もしくは行政機関による手続開始決定日または事業主の財団確定日である（第21条第1パラグラフ）。また、加盟国は、債務が追加の手続を要することなく、免責期間満了時に免責されるようにしなければならない（第21条第2パラグラフ）。ただし、手続終結前に免責期間が満了する場合には、加盟国は、当該期間の満了は、債務者の財産換価および配当を伴う係属中の倒産手続を妨げない旨定めることができる（第21条第3パラグラフ）。

より選任される実務家（praticiens; practitioners）[以下、実務家]<sup>90)</sup>の質保証等による手続効率向上を目指す規定（25条、26条、27条）と、b. 手続IT化による手続効率向上を目指す規定（28条）が含まれる。

#### a. 手続従事者（司法機関または行政機関、実務家）の質保証等による手続効率向上

2019年指令によれば、加盟国は、再建、支払不能および免責手続の迅速性の観点から効率的に処理されるよう確保しなければならない（第25条(b)）<sup>91)</sup>。また、手続従事者（司法機関または行政機関、実務家）が適切な研修を受け、その責務を果たすため必要な専門知識を獲得できることを確保しなければならない（第25条(a)、第26条第1パラグラフ(a)）。同時に加盟国は、実務家の資格、任命、解任、辞任手続が明確、透明、

<sup>90)</sup> 2019年指令が規定する再建分野における「実務家」とは、(a) 再建計画を起草し交渉するにあたり債務者または債権者を支援する (b) 再建計画に関する交渉の間債務者の活動を監督し、司法または行政機関に報告する (c) 交渉期間中債務者の資産または営業活動を部分的に管理する任務を（一部でも）負う自然人または団体であって、司法機関または行政機関により任命される者のことをいう（第2条第1パラグラフ12)）。ただし、ここで質保証が求められている「実務家」には、2019年指令が定義する再建分野における「実務家」のみならず、2015年規則第2条(5)で定義されている「倒産実務家」も含まれる。2015年規則における「倒産実務家」とは、i) 規則附則Aに列挙されている手続で債権調査および債権の認否をする、ii) 債権者の集团的利益を代表する、iii) 債務者が管理処分権を喪失した財産の全部または一部を管理する、iv) 債務者が管理処分権を喪失した財産を処分する、v) 債務者の経営を監督する、の権能を（一時的にでも一部でも）有する全ての人または機関のことをいう。規則附則Bには、手続が開始された加盟国で「倒産実務家」として選任される者の国内名称がリストアップされている。

欧州では、2000年規則採択以降、各加盟国倒産手続で任命される実務家の地位収斂の必要性に関する問題に取り組んでおり、2019年指令は、実務家の研修、任免、監督および報酬等に關連して、域内における最低限の共通規律を設けたものである。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 280; E Inacio, «Approche de droit européen de la convergence des statuts des praticiens de l'insolvabilité au sein de l'Union européenne», *Rev. proc. coll.* 2019, dossier 22.

<sup>91)</sup> 再建、支払不能および免責手続の迅速効率性を実現する効果的な方法は、専門裁判所、専門法廷もしくは専門部を作る等、一定の司法（行政）機関に管轄を集中させることである。しかし、2019年指令は加盟国にこれらの手続が他の手続に優先することを求めるものではないとされている。前文(86)参照。

加盟国倒産法収斂に向けた近時の EU 倒産法制とフランスにおける国内実施について (一)

公正であること (第 26 条第 1 パラグラフ (b))<sup>92</sup>、国境を跨ぐ事件で実務家を選任するときは、その実務経験、専門技能、事件の特性を考慮し (第 26 条第 1 パラグラフ (c))、債務者および債権者には、実務家の選任に対する異議または交代の申立権を認めることを確保しなければならない (第 26 条第 1 パラグラフ (d))。

これらの規定の立法的背景については、概ね次のように説明されている。すなわち、事業活動を維持し事業主のセカンドチャンス確保するためには、あるいは存続不可能な企業を効率的に清算することを可能にするためには、手続の透明性と予測可能性を高めることが必要不可欠である。また、加盟国の中には、倒産手続が過度に長期に及ぶ国があるが、この手続期間の短縮を図ることが債権者および投資家にとって法的安定性と低い回収率を高めることにつながる。さらに、2015 年規則<sup>93</sup>の下では、国境を跨ぐ倒産事件において一加盟国で開始された倒産手続が他の加盟国で承認され、それら他の加盟国の実務家の手続参加を許すことになり得ることからすれば、倒産手続に関与する司法 (行政) 機関と実務家の協力体制を強化するとともに、これら予防的再建、支払不能手続、免責手続に係る全ての手続従事者の専門技術を EU 全域で高める必要がある<sup>94</sup>。

加えて、2019 年指令は、加盟国に対し、実務家の業務が効率的、かつ、当事者との関係で公平独立して行われるよう適切な監督規律体制を整え

<sup>92</sup> 実務家の資格は、加盟国により異なる。ほとんどの加盟国では、実務家は自然人であるが、ハンガリーでは最低 2 名の有資格者で構成される法人のみが実務家となり得る。また、加盟国の大部分では、実務家は独立した専門職ではなく、弁護士、会計士といった他の専門職から選任される。

また、実務家任命プロセスについても、加盟国により異なる。ほとんどの加盟国では、裁判所が実務家を選任するが、特に東欧では、コンピュータを用いてランダムに実務家を選定する加盟国もある。また、実務家の選任に、債権者クラス、債権者委員会または債務者が関与する加盟国もある。A Tabeling, «La convergence des statuts des professionnels de l'insolvabilité dans l'UE. Le point de vue français», *Rev. proc. coll.* 2019, dossier 19, n°2; Leeds report, p. 104 et s.

Leeds report 81 頁以下に、実務家に関する EU 加盟国法制度の違いを示す表が掲載されている。

<sup>93</sup> 2015 年規則については、ハウ＝芳賀 (訳)・前掲注 (13) 論文参照。

<sup>94</sup> C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 273 et s.; A Tabeling, op. cit., n°2. 前文 (85) 参照。

ること（第 27 条第 1 パラグラフ）、実務家の職務規程の策定、遵守を促すこと（第 27 条第 3 パラグラフ）、その報酬が手続過程、帰結に応じる形で規律され、報酬に関する紛争解決手続を設けることを求めている（第 27 条第 4 パラグラフ）。

#### b. 手続 IT 化による手続効率向上

また、手続期間をさらに短縮させ、居住地にかかわらず債権者の手続参加を容易にするため、加盟国に対しては、再建手続、支払不能および免責手続において、手続参加者<sup>95</sup>、実務家、および、司法機関または行政機関が電子通信手段を用いることにより、手続に参加または手続を実施できるようにするよう求められている。特に少なくとも、(a) 債権届出、(b) 再建計画または弁済計画の提出、(c) 債権者に対する通知、(d) 異議または不服申立てについては、電子通信手段により行うことができるようにしなければならない（第 28 条）。

#### (5) 2019 年指令国内実施期限について

各加盟国が、この 2019 年指令を、国内において実施するため必要な立法、規則、行政規定を定め、公表する期限は、2021 年 7 月 17 日である。もっとも、2019 年指令第 28 条が定める上述手続 IT 化の規定については、立法、公表期限が延長されている。(a) 債権届出、(b) 再建計画または弁済計画の提出、(c) 債権者に対する通知、を電子通信手段で行うため必要な規定の立法、公表期限については 3 年長く、2024 年 7 月 17 日、(d) 異議または不服申立てを電子通信手段で行うため必要な規定の立法、公表期限については、更に 2 年延長され、2026 年 7 月 17 日が期限である（第 34 条）。

<sup>95</sup> 2019 年指令によれば、国内法により特に定めがある場合をのぞき、手続参加者に対しては電子通信手段を利用した手続参加を義務付けられていない。前文 (91) 参照。

電子通信手段を用いるための PC、スマートフォンといったデバイスは欧州で広く普及してはいるものの、全ての家庭にあるわけではないからである。C G Paulus, R Dammann (eds.), op. cit., p. 285-286.

## (6) 小括

既に述べたとおり、2019 年指令は、EU 加盟国間の倒産法制の差が EU 域内市場に悪影響を与えているとの認識を背景に、加盟国の倒産法制を部分的に収斂・調和させることを目指している。収斂・調和の対象は①予防的再建枠組みの導入②免責（および資格制限）に関するルール導入による債務者に対するセカンドチャンス促進③再建、支払不能、免責手続の効率化、であるが、その中でも特に以下の点について指摘しておきたい。①に関連するものとしては、事業継続可能な企業であっても最終的な清算に結び付きうる債務者の支払不能を回避するため、早期の倒産予防措置をとることの重要性が前文において繰り返し説かれ、また指令内に早期警告制度といった債務者による早期対処を促す制度を用意した点、債権者の反対にもかかわらず事業継続可能な企業が再建可能となるよう、加盟国に対し反対債権者・クラスに対して再建計画を強制する制度の導入を義務付けた点、また、2016 年指令案からはトーンダウンしているが、司法（行政）機関による手続介入を必要最小限に抑えるべきとされている点を挙げることができる。また、②に関連しては、欧州に未だ残る倒産手続利用者に対するスティグマの存在を背景に、その払拭の試みを目的の中を含んでいると思われる点、③に関連しては、倒産手続効率向上のためには制度面のみならず、専門技術向上による人的側面からの手続効率向上の必要性が重要視されていると思われる点を挙げておく。

もっとも、2019 年指令は全体として加盟国の裁量の余地を広く残す規定ぶりとなっており、指令により加盟国間の倒産法制の収斂・調和がどの程度実現するのかについては、事後の精査を要する。



## **Législation récente de l'UE en matière des entreprises en difficulté: la directive visant à la convergence des législations des États membres sur les entreprises en difficulté et sa transposition en droit français (1)**

Mihoko INAGAKI

Historiquement, le droit des entreprises en difficulté a longtemps été considéré comme un droit interne, réfractaire à une réglementation internationale. Toutefois, ces dernières années, les efforts de convergence du droit matériel des entreprises en difficulté des États membres se sont accélérés dans l'UE.

C'est le cas, par exemple, de la directive (UE) 2019/1023 du parlement européen et du conseil du 20 juin 2019 relative aux cadres de restructuration préventive, à la remise de dettes et aux déchéances, et aux mesures à prendre pour augmenter l'efficacité des procédures en matière de restructuration, d'insolvabilité et de remise de dettes, qui modifie la directive (UE) 2017/1132 (directive sur la restructuration et l'insolvabilité).

Cet article identifie le contenu de cette directive (UE) 2019/1023 et la transposition nationale de cette directive en droit français qui est réputée avoir influencé le contenu du cadre de restructuration préventive de cette directive.

Bien qu'il ne s'agisse que d'un bref aperçu, il devrait servir de base à des études juridiques comparatives au Japon en vue d'une éventuelle future législation sur le droit des entreprises en difficulté.

